

告 示

埼玉県選管告示第四十二号

令和五年四月九日執行の埼玉県議会議員一般選挙（南第二十区 戸田市）に関し、同年四月十二日付けで埼玉県さいたま市南区別所六丁目八番一〇―一〇一号山口節生から提起のあった異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定した。

令和五年六月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

決 定 書

埼玉県さいたま市南区别所 6-8-10-101

異議申出人 山口 節生

上記異議申出人から令和5年4月12日付けで提起された令和5年4月9日執行の埼玉県議会議員一般選挙（南第20区 戸田市）における異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を却下する。

異議申出の要旨

異議申出人（以下「申出人」という。）の申出の要旨は、不明確であるが、令和5年4月9日執行の埼玉県議会議員一般選挙（南第20区 戸田市）における票の数え直しを求めているものと解される。

決 定 の 理 由

本件異議申出は、申出人から令和5年4月12日付けで書面により当委員会に提起された。

当委員会において本件異議申出の適法性について審査したところ、異議の申出の趣旨及び理由が要領を得ず不明確であって、その要求するところが公職選挙法により争い得るものとして認められた事項であるか否か、すなわち、選挙の効力を争うものであるのか、当選の効力を争うものであるのか、あるいはその両方を争うものであるのかを判別できず、当該異議申出書の記載に不備が認められた。

このため、当委員会では、本件異議申出が公職選挙法第216条第1項の規定により準用する行政不服審査法第19条第2項第4号に規定する異議申出の趣旨及び理由が明確に記載されていないことを理由に、申出人に対し、令和5年4月25日、公職選挙法第216条第1項の規定により準用する行政不服審査法第23条の規定に基づき、上記不備につき令和5年5月8日までに補正すべきことを文書により命じた。その際、当委員会の事務局職員は、申出人に対し、当該補正命令の趣旨及び理由について、繰り返し電話で説明を行うとともに、令和5年5月8日までに補正がなされない場合には、公職選挙法第216条第1項の規定により準用する行政不服審査法第2

4条第1項の規定に基づき、本件異議申出を却下することがある旨を伝達した。

申出人は、補正期限である令和5年5月8日に当委員会の事務局を訪れ、「補正書(票の数え直しの申出)」と題する書面を提出したが、同書面によってもなお本件異議申出の趣旨及び理由が不明瞭であり、当該異議申出書記載の不備が解消されなかった。

また、同日、申出人は、対応した当委員会の事務局職員に対し、これ以降の補正命令には応じない旨の意思を口頭で明確に示した。

以上のとおり、本件異議申出については、異議申出書の記載に不備があり、申出人は、当委員会の命じた期限までにその不備を補正しなかった。

よって、本件異議申出は不適法なものであることから、公職選挙法第216条第1項の規定により準用する行政不服審査法第24条第1項の規定により、主文のとおり決定する。

令和5年5月29日

埼玉県選挙管理委員会

委員長 岡田昭文

委員 山下勝矢

委員 福永信之

委員 満木祐子